

9月の税務カレンダー

国民健康保険税 第4期
長崎市ホームページより



インボイス制度（適格請求書等保存方式）及び電子帳簿保存法の罰則について

1. インボイス制度に違反したときの罰則

(1) 次の場合には、罰則が適用される可能性があります。

①適格請求書発行事業者以外による適格請求書等の発行

適格請求書発行事業者以外の者が、適格請求書も含め適格請求書に間違われる可能性がある書類を発行することは、罰則対象となる場合があります。

具体的な書類は、適格請求書・適格簡易請求書・電子インボイス となります。

②適格請求書発行事業者による適格請求書等と誤認される書類や虚偽の適格請求書の発行

適格事業者が適格請求書ではなく、適格請求書と間違われる可能性がある請求書が発行するときは罰則対象となることもあります。また、適格請求書が発行した場合でも、記載されている内容に虚偽があるときも同様です。

(2) 罰則規定

適格請求書と間違われる恐れのある請求書が発行することで、取引相手（買い手側）と共謀して仕入税額控除の適用を受けたと判断された場合等、上記の規定に違反した場合には、「**1年以上の懲役または50万円以下の罰金**」が科されることとなります。（消費税法65条第4号）

2. 電子帳簿保存法に違反したときの罰則

(1) 正しい方法で国税関係帳簿書類を保存していない場合

国税関係帳簿書類を適切に保存せず、電子帳簿保存法に違反した場合、**青色申告の承認が取り消される**可能性があります。

また、**会社法の規定により100万円以下の料金が科される**可能性もあります。

ただし、取引の事実がきちんと電子データ以外で確認される場合は、直ちに罰則は科されません。

(2) 追徴課税や推計課税

税務調査により電子データの改ざんや隠蔽が見つかった場合は、**通常の追徴課税35%に10%が加重**された重加算税が課税されます。また、国税関係帳簿書類に不備があったり、誤記が多かったりする場合には、税務署による推計課税が行われる可能性もあります。

推計課税：税務署長が更正又は決定をするに当たって、直接資料によらず、各種の間接的な資料に基づいて推計により所得金額を認定する方法をいう。

<インボイス制度が始まります・準備はOKですか？>

いよいよ10月1日よりインボイス制度が始まります。準備はOKですか？

国税庁では、インボイス制度開始に当たり、様々な施策を実施しておりますが、パンフレットや質疑応答、動画等のあらゆる手段を講じて、インボイス制度の定着を図るべく種々の手段を講じておりますので、ここにご紹介します。

「インボイス制度の理解のために」パンフ・・・

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

「免税業者のみなさまへ」・・・

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

「インボイス公表サイト」（登録番号の確認は、このサイトで!）・・・

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>